

## 堺観光ツアー助成制度のご案内

### ツアー代金の一部を助成

堺観光コンベンション協会では、堺市内を訪れるお客様数を増やし、またそのニーズ調査を目的として、堺市内の観光関連施設を周遊するツアー（団体）に対して、旅行代金の一部を助成します。《注意：12/29～1/3に堺市内に滞在する団体は適用除外》事前に当協会に上記条件を満たすことがわかる行程表と申請書をご提出ください。ただし助成制度には審査があります。また、助成交付までには一定の時間を要し、期限内に書類がそろわない場合は助成認可そのものが取り消しとなることがあります。

### 助成金額

ツアー1件 **40,000円** を上限に助成します。

助成金は、下記の①と②の金額のうち低い方の金額を交付します。

- ① 事業者が手配した交通費の1/2
- ② ツアー参加者数に2,000円を乗じて得た額

交通代金の支払いが証明できる領収証等、バス代金に関しては、貸切バス代金分かる領収証、または旅行会社においては船車券コピーが必要となります。

また、以下のコンテンツ条件を満たしている場合は、追加助成（@10,000円/件）します。

- ① インバウンド団体
- ② 堺市内に宿泊
- ③ ナイトコンテンツ（例：堺工場夜景、全員での夕食）

### 交付要件

1. ツアー1件あたり10名以上の団体（乗務員・添乗員及び堺市内発着の団体等は除く）であること。
2. 利用交通機関は、緑ナンバー貸切バスや貸切タクシー、電車、船であること。（レンタカーは除きます。）
3. 大仙公園又は環濠のいずれかのエリアの観光施設に立ち寄り、当協会会員の店舗で飲食、当協会会員土産店1店舗及び有料施設1か所の3か所以上を含む、周遊ツアーであること（エリア内に1時間以上の滞在が必要）。（対象の堺観光コンベンション協会会員施設は当協会のホームページでご確認ください。）
4. 飲食の場合は当協会会員の堺市内のホテル又は飲食店で**@1,000円（税込）以上の昼食等があること。**
5. 当協会指定の申請事業者アンケートを提出すること。

### 手続き

1. 申請書  
旅行催行日初日（堺到着）の半年前から10日前まで（厳守）に、申請書（様式1）、行程表を添付して申請してください。※架空申請は来年度の申請が受付不可になる場合がありますのでご注意ください。
2. 実施報告書・請求書  
旅行の実施後 1ヶ月以内（厳守）に、実施報告書兼請求書（様式2）、貸切バス代金または貸切タクシー代金等の請求書又は領収書、食事・宿泊代金及び参加人員が分かる領収書、最終行程表、アンケート用紙をご提出ください。なお交通機関、有料施設、飲食代の証明は船車券、観光券のコピーでも結構です。

※申請者は当該ツアー企画旅行代理店、またはランドオペレーターに限ります。

※国・地方公共団体、準ずる団体の主催共催団体、及び他の補助金との併用はできません。

※詳しい内容、注意事項は、それぞれの様式にある説明書きをご参照ください。

助成金額（予算額）には上限がありますので、**予告なく受付を終了する場合があります。**

また、上記手続き書類について、**期限内に提出がない場合は助成金の交付手続きができなくなります**ので、期限厳守をお願いいたします。

**助成金交付の詳しい内容に関しては、堺観光ツアー助成金交付要綱を必ずご確認ください。**

公益社団法人 堺観光コンベンション協会  
企画グループ

〒590-0950

大阪府堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

TEL : 072 (233) 6601 FAX : 072 (233) 8448

E-mail : [pro@sakai-tcb.or.jp](mailto:pro@sakai-tcb.or.jp)

営業時間 9:00～17:30(平日)